＜ 商 品 概 要 説 明 書 ＞

株式会社　百五銀行

自由金利型定期預金

（２０２５年７月１日現在）

項目	内容
1. 商品名	●自由金利型定期預金 （愛称：大口定期）
2. 販売対象	●法人および個人
3. 期間	●定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 期日指定方式 1か月超5年未満 ●定型方式の場合はお申出により満期日に指定口座へ自動入金する取扱い(証書扱いは除きます）または自動継続（元金自動継続または元利自動継続）の取扱いができます。 ●期日指定方式の場合はお申出により満期日に指定口座へ自動入金する取扱いができます（証書扱いは除きます)。
4. 預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ●一括預入 ●1,000万円以上 ●1円単位
5. 払戻方法	●満期日以降に一括して払戻します。
6. 利息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）課税方法 （５）金利情報の入手方法	 ●預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ●預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 預入期間 2 年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ●付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 【個人のお客さま】利息の20.315%（国税15.315%、地方税5%）が分離課税されます。 ※復興特別所得税が付加されております。 【法人のお客さま】総合課税となります。 ●金利については窓口、またはホームページでご確認ください。
7. 手数料	●不要です。

百五銀行
HYAKUGO BANK

（２０２５年７月１日現在）

8.付加できる特約事項	●成年年齢に達した個人のお客さまで、自動継続扱いまたは満期日に指定口座へ自動入金する取扱いのものは総合口座による当座貸越ができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率）。 ●満期日に指定口座へ自動入金する取扱いにおいて、総合口座による当座貸越が発生していた場合には、満期金は当座貸越への返済に充当いたします。
9.中途解約時の取扱い	●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払戻します。 ※ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 ①預入日の１か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のＡ．Ｂ．およびＣ．（Ｂ．およびＣ．の算式により計算した利率の小数点第４位以下切捨て。ただし、Ｃ．の算式による利率は約定利率×10%を下限とします。）のうち最も低い利率 Ａ．解約日における普通預金の利率 Ｂ．約定利率－（約定利率×30%） Ｃ．約定利率－ $\frac{（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）}{預入日数}$ ②預入日の１か月後の応当日以後に解約する場合 次のＡ．およびＢ．の算式により計算した利率（小数点第４位以下切捨て。ただし、Ｂ．の算式による利率は約定利率×10%を下限とします。）のうちいずれか低い利率 Ａ．約定利率－（約定利率×30%） Ｂ．約定利率－ $\frac{（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）}{預入日数}$ ※基準利率については、窓口におたずねください。
10.その他参考となる事項	●満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ●この預金は、預金保険制度の対象商品です。 ※1人あたり元本1,000万円までとその利息などが保護されます。
11.当行が契約している指定紛争解決機関	●一般社団法人　全国銀行協会 連絡先　　全国銀行協会相談室 電話番号　0570-017109または03-5252-3772

自由金利型定期預金

百五銀行